

# 社会福祉協議会とは どんな組織なの?



社会福祉協議会は社会福祉法に基づく、地域福祉の推進を目的とする公益的な性格を持った民間団体です。「社協」の略称で呼ばれており全国、都道府県、市区町村に設置されています。

## 地域福祉の推進とは

地域福祉とは、大まかに言えば、私たちが日々自分らしく、安全・安心に暮らしていくために、その地域で抱えている課題や問題を解決していくことです。

- たとえば、●近所に一人暮らしの高齢者がいるけれど、外出もしないので心配だ
- 子育ての不安を聞いて欲しい、相談したい

といったことについて、その地域の住民たち自身が解決に向けて考え、自分にできる活動をしていくことが地域福祉の推進といえます。

## 社会福祉協議会の構成

中央・小田・大庄・立花・武庫・園田の6支部と社会福祉や地域福祉等に関する13の団体が構成団体として参画しています。

尼崎市社協  
事務局  
— 支部 — 社会福祉連絡協議会(連協) — 福祉協会(町内会)  
構成団体



## 主な事業・活動は どんな活動しているの?

### 地域福祉活動

上記の各支部で、高齢者等見守り安心事業、緊急通報システム事業、地域福祉サポート事業、老人給食サービス事業などの地域福祉及びコミュニティ活動を実施しています。

ボランティア活動では、ボランティアセンターを設置し、ボランティアに関する相談・講座の実施、ボランティア登録・コーディネート業務、福祉機器の貸し出しや広報紙等の発行を行っています。

### 尼崎市等の委託事業

子育て支援事業としてのファミリーサポートセンター事業、コロナ禍での緊急小口や総合支援資金などの生活福祉資金貸付事業、他に尼崎市成年後見等支援センター、福祉サービス利用援助事業及び住宅改造費助成事業等を実施しています。

### 老人福祉センター

尼崎市より指定管理者の委託を受けて、総合老人福祉センター、老人福祉センター鶴の巣園・千代木園・福喜園・和楽園の運営管理を行っています。

### 介護保険事業

ケアプラン作成と要介護認定調査(尼崎市委託)を行う居宅介護支援事業所、ホームヘルプサービスの訪問介護事業所を実施しています。

リニューアルしてスマートフォンでも見やすくなりました



尼崎市社会福祉協議会 ホームページ <http://amasyakyo.jp/>

総務課	TEL 6489-3550(代表)	福事業課	TEL 4300-3020
地域福祉課	FAX 6489-3526	成年後見等支援センター(北部)	TEL 4950-0614
ボランティアセンター	TEL 6489-3144	成年後見等支援センター(南部)	TEL 6415-6291
ファミリーサポートセンター	TEL 6481-7733	在宅福祉センター	TEL 6481-4336(ケアプラン)
中央支部	TEL 6489-3067	北部在宅福祉センター	TEL 6480-9921(ケアプラン)
小田支部	TEL 6482-1790	総合老人福祉センター	TEL 6489-1112
大庄支部	TEL 6488-5443	鶴の巣園	TEL 6491-1085
立花支部	TEL 6419-8225	千代木園	TEL 6417-9162
武庫支部	TEL 6427-7770	福喜園	TEL 6436-6230
田舎支部	TEL 6431-7884	ワークセンター 和楽園	TEL 6488-2485
	TEL 6491-2361		

「社協だより」の発行には、赤い羽根共同募金の配分金が使われています。

# 尼崎市社協だより

特別号  
No.1

## あなたの寄付で地域を応援できます ～地域福祉応援プロジェクト～

「あなたの思いが多くの人への支援につながり 未来の希望ある社会につながります！」

少子高齢化の進行による家族や地域のつながりの希薄化や地震・台風・水害など大規模災害による被害が全国各地で発生する等、住民の抱える課題は多種多様となっているなか、今回のコロナ禍において地域福祉の課題も山積しており、一つひとつ解決していくかなければいけません。

本会は、平成26年度以後、6年連続赤字決算となっており財政的に厳しい状況です。そのため「地域福祉応援プロジェクト」として皆様方にご支援をお願いするものです。



課題1

### 災害の取り組みへの支援

いつ近じで災害が起こるかもしれません。近年、地震・台風などによる大規模災害が全国各地で起こっており、被災地では住民の暮らしが一変しています。

本会では災害支援の取り組みとして被災地への職員派遣や災害ボランティアセンターを円滑に運営するため、平時のネットワークづくり、防災への啓発、人材育成等に取り組んでおり更に拡充が必要です。



課題2

### ボランティア活動への支援

市内には様々なボランティア活動を実施しているグループが数多くあります。

ボランティア活動は無償の活動のため資金面で苦労されているグループが多くあります。点証、朗読、手話、要約筆記、施設支援、子ども食堂等子どもに関する活動、子育て支援や演奏・芸能等趣味などを通じて社会貢献を行う活動などを実施するグループへの支援が必要です。



社協イメージキャラクター  
あまい

地域のため皆様のご支援  
よろしくお願いいたします

課題3

### 地域活動に対する支援

地域の拠点で行われている食事サービス、ふれあい喫茶、地域サロン、子どもたちへの学習支援、いきいき100歳体操等の介護予防事業や見守り活動など、地域で活躍しているグループ等が数多くあります。活動場所の確保や資金面など課題も多く、その支援が必要となっています。

課題4

### 人材の育成支援

ボランティア活動や地域活動を行っているグループでは、高齢化等により活動の担い手が不足している状況であり、担い手の育成・確保が大きな課題になっています。

また、昨今の複雑化・多様化する生活課題に対応していくためには、一層の知識や調整能力などのスキルを身につけた人材を育成する必要があります。他にも多くの課題があります。

1

# 地域貢献(ご寄付)の方法



市民・企業・団体の皆様からいただいた会費や寄付は、地域福祉・高齢者福祉・児童福祉の推進、災害支援、権利擁護事業、法人の基盤強化のほか社会福祉の向上に役立てています。

本会では、基金及び積立金規程を設けるなど、いただいたご寄付を適正に管理・活用を行っています。皆様からの善意のご寄付をよろしくお願ひいたします。

地域貢献の方法としては、次のとおりです。

## 会員になることで地域貢献



### 賛助会費

本会の活動にご賛同いただき、ご支援くださる賛助会員になっていただくことが地域福祉の推進につながります。ご賛同いただける場合は、お電話くださいましたら振込用紙をお送りいたします。

- 個人会員 年額1口 2,000円
- 団体会員 年額1口 10,000円

### 福祉協会会費(町内会費)

地域の福祉協会(町内会)に加入し、福祉協会会費を支払うことで地域貢献の一助になります。



## 寄付で地域貢献

### 法人へ寄付

本会は、住民主体の理念に基づいて、地域住民や関係機関などと一緒に地域の福祉課題の解決に取り組んでいます。本会が実施している事業・活動に賛同され、地域福祉の推進やコミュニティ活動の推進に役立つようお考えの方はぜひ本会へ寄付をお願いいたします。

### 善意銀行へ預託

善意銀行では、地域住民の皆様からお寄せいただいた預託金(寄付金)を、地域福祉活動の推進に活用するとともに、援助を必要とする社会福祉関係団体の実施する事業等のために払い出し(助成)を行っています。6月を善意月間として「ともしびの箱善意運動」を実施しています。

寄付には、金銭預託(社会貢献活動の一環、バザーやチャリティ活動の一部、香典返し寄付等)と物品預託があります。

### 例えば(払い出しへ) ～子ども食堂への支援～

「尼崎善意銀行」に寄せられた寄付金をもとに子育て支援を目的とした払い出しが行っています。

市内で実施している子ども食堂に、食器類や食材の購入経費、ボランティアや利用者を対象とした研修会や勉強会の開催経費等のための助成を行っています。

### 子ども食堂とは?

子どもやその親、および地域の人々に対し、無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供するための活動です。孤食の解決だけでなく、子どもと大人たちのつながりや地域のコミュニティの連携の有効な手段として実施され急増しています。多くのグループは地域住民により運営されており、本会の把握では、市内約30箇所で実施されています。



## 遺贈寄付(いぞうきふ)あなたの想いを未来へつなぐ

遺贈寄付とは、遺言によって、自分の遺産を寄付することです。また、相続された遺産の寄付や生命保険・信託による寄付も「遺贈寄付」の一種として考えることができます。

遺言書を作成して一部又は全部の財産を無償で譲渡する寄付の一つの形のことを言い、遺言執行人により財産の引渡しが行われます。

遺贈寄付は民法が定める法定相続より優先されますので、受取人として「尼崎市社会福祉協議会」を指定することにより尼崎市の地域福祉の推進に大切な遺産を役立てすることができます。

また、遺贈寄付を行った寄付金に対しては、確定申告によって租税特別措置法(第70条)の規定により相続税が非課税になる優遇措置があります。



### 赤い羽根共同募金運動



赤い羽根共同募金運動は、都道府県を単位にして行われています。各都道府県内で共同募金としてお寄せいただいたご寄付は、子ども、高齢者、障がい者などを支援するさまざまな福祉活動や、災害支援に役立てられます。共同募金運動の期間は10月1日から翌年3月31日までの6か月間で全国一斉に行われます。

尼崎市では令和元年度23,370,343円の募金実績がありました。他に豪雨や台風などの災害支援金も募集しており、義援金は被災県の共同募金会を通じて被災地に送金されました。

### ご寄付の活用先は

例えばこんなことに活用します

### ボランティア活動の機材購入に

本会は、施設の老朽化により本部事務所の移転を予定しています。移転によりボランティア活動室のボランティア機材・備品等を新たに整備し、円滑にボランティア活動を行ってもらえる場の提供が必要です。

ボランティアグループには、点訳・朗読・手話・要約筆記・病院内・子育て支援など、様々な活動種別のグループが数多く登録され活動されています。



### 地域の居場所づくりのために

地域では、食事サービス、地域サロン、ふれあい喫茶、認知症カフェ、子ども食堂や子育て支援グループなど、様々な取り組みが実施されています。

子どもから高齢者まで世代で参加できる居場所もあり、各地域で継続的に実施しいくことが求められています。

そのための取り組みや基盤整備の支援を行います。

### 会費及び寄付に関する問い合わせは

総務課 TEL 06-6489-3550  
FAX 06-6489-3526まで